

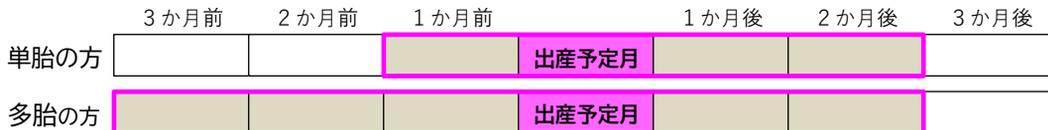
産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合を含みます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

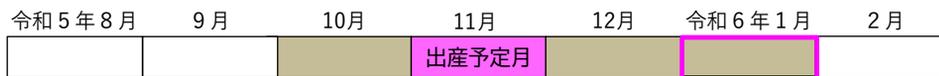
国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税のうち**出産予定月（又は出産月）の前月から4か月（以下、「産前産後期間」といいます。）相当分の「所得割額」と「被保険者均等割額」が減額**されます。



- ※ 産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。
- ※ 多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間分のみが保険税減額の対象となります。**



- ※ 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、納め過ぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② マイナンバーカード（個人番号カード）
- ③ 母子健康手帳など

- ※ 届書は、役場住民課窓口にあります。
- ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次のアとイの両方の掲示が必要になります。
 - ア. 個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。）
 - イ. 身元確認書類：運転免許証、パスポートなど
- ※ 出産後に届出を行う場合は、母子健康手帳の「出生届出済証明」を確認させていただきます。

届出先

住民課戸籍年金医療グループ ☎ 26-9026（直通）